

厚生労働省発医政 0323 第 8 号

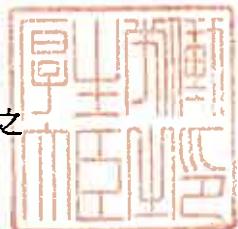
令和 3 年度医療施設運営費等補助金交付決定通知書



令和 4 年 1 月 28 日地医第 1412 号で申請のあった令和 3 年度医療施設運営費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和 4 年 3 月 23 日

厚生労働大臣 後藤 茂之



1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号厚生労働事務次官通知の別添「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）3の（1）に定める事業であり、その内容は令和4年1月28日地医第1412号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

|           |   |            |   |
|-----------|---|------------|---|
| 事業に要する経費  | 金 | [REDACTED] | 円 |
| 補 助 金 の 額 | 金 | [REDACTED] | 円 |

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別表のとおりである。

4 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和4年3月31日とする。